

(3) 全国からみた香川県の刑法犯発生(認知)状況

ア 刑法犯発生(認知)状況

令和3年中の全国の刑法犯認知件数は第12表のとおり 56万8,104件で、前年に比べ 4万6,127件(7.5%)減少している。

第12表 都道府県別 刑法犯 認知件数

順位	府県名	認知件数	順位	府県名	認知件数	順位	府県名	認知件数
1	東京	75,288	17	栃木	9,027	33	石川	3,409
2	大阪	62,690	18	新潟	7,746	34	和歌山	3,310
3	埼玉	40,166	19	岡山	7,535	35	長崎	3,155
4	愛知	37,832	20	三重	7,410	36	青森	3,067
5	神奈川	33,252	21	福島	6,627	37	山形	3,053
6	千葉	32,638	22	長野	5,959	38	大分	2,887
7	兵庫	30,003	23	沖縄	5,833	39	高知	2,859
8	福岡	26,337	24	滋賀	5,814	40	佐賀	2,821
9	北海道	18,429	25	愛媛	5,804	41	山梨	2,748
10	静岡	14,440	26	熊本	5,187	42	福井	2,714
11	茨城	14,277	27	奈良	5,148	43	岩手	2,507
12	広島	11,181	28	鹿児島	4,641	44	徳島	2,362
13	京都	10,483	29	富山	4,546	45	秋田	1,984
14	岐阜	9,479	30	山口	3,871	46	鳥取	1,923
15	宮城	9,398	31	香川	3,801	47	島根	1,849
16	群馬	9,079	32	宮崎	3,535	全 国 計		568,104

全国総数に占める香川県の割合は 0.67%で前年より 0.07ポイント下降し、認知件数の都道府県順位は 31位である。

認知件数を都道府県別にみると、東京都が 7万5,288件(全国総数に占める割合は13.25%)で最も多く、次いで大阪府 6万2,690件(11.03%)、埼玉県 4万166件(7.07%)、愛知県 3万7,832件(6.66%)、神奈川県 3万3,252件(5.85%)の順となり、これに千葉県 3万2,638件(5.75%)を加えると上位6都府県だけで、全国の約半数の件数となる。

一方、認知件数の少ない県をみると、島根県 1,849件(0.33%)で最も少なく、次いで鳥取県 1,923件(0.34%)、秋田県 1,984件(0.35%)、徳島県が 2,362件(0.42%)の順となっている。

四国では、愛媛県が 5,804件(1.02%全国25位)で最も多く、次いで、香川県 3,801件(0.67%全国31位)、高知県 2,859件(0.50%全国39位)、徳島県 2,362件(0.42%全国44位)の順となっている。

イ 犯罪率からみた発生(認知)状況

令和3年中における全国の犯罪率(人口千人当たりの認知件数)は第13表のとおり 4.49で、前年に比べて 0.34ポイント下降した。

また、香川県は 3.90で、前年に比べ 0.73ポイント下降し、都道府県別順位は 23位であった。

犯罪率を都道府県別にみると、大阪府が 7.09で最も高く、次いで東京都 5.44、埼玉県 5.43、兵庫県 5.43、千葉県 5.16、福岡県 5.14、愛知県 5.00の順であった。

全国平均を上回っている府県は、上記のほか、茨城県、岐阜県、群馬県、栃木県である。

第13表 都道府県別 刑法犯 犯罪率

順位	府県名	犯罪率	順位	府県名	犯罪率	順位	府県名	犯罪率
1	大阪	7.09	17	滋賀	4.10	33	山梨	3.35
2	東京	5.44	18	高知	4.08	34	宮崎	3.25
3	埼玉	5.43	19	岡山	3.98	35	徳島	3.21
3	兵庫	5.43	19	広島	3.98	36	石川	3.01
5	千葉	5.16	21	沖縄	3.93	37	熊本	2.95
6	福岡	5.14	22	静岡	3.92	38	長野	2.88
7	愛知	5.00	23	香川	3.90	39	鹿児島	2.87
8	茨城	4.91	24	奈良	3.83	40	山形	2.85
9	岐阜	4.70	25	神奈川	3.61	40	山口	2.85
10	群馬	4.64	26	福島	3.56	42	島根	2.75
11	栃木	4.62	27	北海道	3.52	43	大分	2.53
12	富山	4.34	28	新潟	3.50	44	青森	2.43
13	愛媛	4.28	28	福井	3.50	45	長崎	2.36
14	京都	4.14	28	和歌山	3.50	46	岩手	2.05
15	宮城	4.12	31	鳥取	3.45	47	秋田	2.04
16	三重	4.11	31	佐賀	3.45	全国平均		4.49

注1 犯罪率は、人口1,000人当たりの認知件数である。

2 犯罪率の算出に用いた人口は、総務省住民基本台帳(R3.1.1現在 総数)による。

犯罪率の低い県をみると、秋田県が 2.04で最も低く、次いで、岩手県が 2.05、長崎県 2.36、青森県 2.43、大分県 2.53の順となっている。

都道府県別で最も高い大阪府と最も低い秋田県では、3.5対 1の格差がある。

四国では、愛媛県が 4.28(全国13位)で最も高く、次いで高知県 4.08(全国18位)、香川県 3.90(全国23位)、徳島県 3.21(全国35位)の順となっている。

(4) 警察署別の刑法犯発生(認知)状況

ア 刑法犯発生(認知)状況

令和3年中における警察署別の認知件数は第14表のとおりで、高松北署が1,165件(県下全体に占める割合は30.65%)で最も多く、次いで高松南署698件(18.36%)、丸亀署644件(16.94%)、坂出署324件(8.52%)、高松東署202件(5.31%)の順となっている。また、小豆署が54件(1.42%)で最も少なく、次いで琴平署77件(2.03%)、東かがわ署90件(2.37%)の順となっている。

第14表 警察署別 刑法犯 認知件数 対前年比較

署別	認	知件数		犯	罪率
		増減			
		件数	%		
総数	3,801	△ 742	△ 16.3	3.96	△ 0.74
東かがわ	90	△ 17	△ 15.9	3.07	△ 0.50
さぬき	108	△ 48	△ 30.8	2.30	△ 0.97
高松東	202	△ 36	△ 15.1	3.15	△ 0.55
小豆	54	△ 13	△ 19.4	1.96	△ 0.44
高松北	1,165	△ 99	△ 7.8	6.24	△ 0.48
高松南	698	△ 74	△ 9.6	3.97	△ 0.42
坂出	324	△ 119	△ 26.9	4.69	△ 1.66
高松西	126	△ 56	△ 30.8	2.61	△ 1.14
丸亀	644	△ 185	△ 22.3	3.93	△ 1.10
琴平	77	△ 25	△ 24.5	2.89	△ 0.88
三豊	165	△ 37	△ 18.3	2.61	△ 0.54
観音寺	148	△ 33	△ 18.2	2.54	△ 0.53

注1 犯罪率は、人口1,000人当たりの認知件数である。

2 犯罪率の算出に用いた人口は、総務省住民基本台帳(R3.1.1現在 外国人住民を除く。)による。

3 警察署の管内人口は、令和3年1月1日現在の管轄区域とする。

認知件数は、すべての警察署で減少し、特に高松西署(56件30.8%)、さぬき署(48件30.8%)、坂出署(119件26.9%)、琴平署(25件24.5%)、丸亀署(185件22.3%)において大幅に減少している。

イ 犯罪率からみた発生(認知)状況

令和3年中における警察署別の犯罪率(人口千人当たりの認知件数)は、第14表のとおりで高松北署が6.24で最も高く、次いで坂出署4.69、高松南署3.97の順となっている。県下の平均である3.96を上回っているのはこの3署である。

一方、小豆署が1.96で最も低く、次いで、さぬき署が2.30、観音寺署が2.54となっている。

警察署別でみると、最も高い高松北署と最も低い小豆署では、3.2対1の格差がみられる。

前年に比べ、犯罪率はすべての警察署において低下している。

(5) 市町別刑法犯発生(認知)状況

令和3年中における市町別の認知件数は、第15表のとおりである。

高松市が 2,034件(県下全体に占める割合は 53.5%)で最も多く、次いで丸亀市 413件(10.9%)、坂出市 205件(5.4%)、三豊市 164件(4.3%)及び善通寺市 155件(4.1%)の順となっており、市部が上位を占めている。

郡部では、宇多津町の 121件(3.2%)が最も多く、次いで多度津町 69件(1.8%)、三木町 68件(1.8%)の順となっている。

また、前年に比べ、市部では、すべての6市で減少し、郡部では、土庄町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町の7町で減少している。

一方、前年と比べ増加したのは、小豆島町の1町で、直島町は前年同数であった。

なお、市部と郡別にみると、市部が 3,315件で全体の 87.2%を占め、郡部は 451件で 11.9%を占めている。(県外・不明が 35件で前年比較 11件(45.8%)増加)

前年に比べ占める割合は市部では 1.4ポイント上昇し、郡部では 1.7ポイント下降している。

第15表 市町別 刑法犯 認知件数

市 町 別	認 知 件 数			市 町 別	認 知 件 数		
		増 減	%			増 減	%
香 川 県	3,801	△ 742	△ 16.3	郡 部	451	△ 169	△ 27.3
市 部	3,315	△ 584	△ 15.0	小 豆 郡	54	△ 13	△ 19.4
高 松 市	2,034	△ 199	△ 8.9	土 庄 町	24	△ 15	△ 38.5
丸 亀 市	413	△ 142	△ 25.6	小 豆 島 町	30	2	7.1
坂 出 市	205	△ 84	△ 29.1	木 田 郡	68	△ 22	△ 24.4
善 通 寺 市	155	△ 26	△ 14.4	三 木 町	68	△ 22	△ 24.4
観 音 寺 市	146	△ 32	△ 18.0	香 川 郡	3		
さ ぬ き 市	108	△ 47	△ 30.3	直 島 町	3		
東 か が わ 市	90	△ 17	△ 15.9	綾 歌 郡	182	△ 84	△ 31.6
三 豊 市	164	△ 37	△ 18.4	宇 多 津 町	121	△ 27	△ 18.2
				綾 川 町	61	△ 57	△ 48.3
				仲 多 度 郡	144	△ 50	△ 25.8
				琴 平 町	21	△ 23	△ 52.3
				多 度 津 町	69	△ 24	△ 25.8
				ま ん の う 町	54	△ 3	△ 5.3
				県 外 ・ 不 明	35	11	45.8

3 犯罪の被害

令和3年中に認知した刑法犯による生命・身体被害及び財産犯による財物の被害は次のとおりである。

(1) 生命・身体被害状況

刑法犯により死亡又は負傷した被害者は、第16表のとおりである。前年と比較して死者は 10人で 1人(11.0%)増加し、負傷者は 218人で 21人(8.8%)減少している。

死者数を罪種別にみると、殺人が 3人、放火が 2人、傷害致死が 1人となっており、故意犯が占める割合は 60.0%である。

第16表 死傷被害者数

罪 種 別	平 成 29 年		平 成 30 年		令 和 元 年		令 和 2 年		令 和 3 年	
	死 者	傷 者	死 者	傷 者	死 者	傷 者	死 者	傷 者	死 者	傷 者
総 数	10	210	2	196	3	265	9	239	10	218
殺 人	2	11	1	5	2	5	2	3	3	2
強 盗	1	6		1		2		6		
放 火				1					2	
強制性交等				1		1		3		3
傷害・同致死	2	189	1	184		249	1	221	1	205
恐 喝										
強制わいせつ		1		1		2		1		2
過失致死	1	1							1	
過失傷害		1		2		2				4
業務上等過失致死傷	2	1				1	3	3	3	2
逮捕監禁						1		2		
そ の 他	2			1	1	2	3			

(2) 財産の被害

令和3年中に認知した財産犯(強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領をいう。以下同じ。)の被害総額は約4億8千万円で、このうち現金の被害額は約3億3千万円(被害総額の69.3%)である。

第17表 財産犯の被害額

罪種別	平 成 29 年	平 成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年	令 和 3 年
総数(千円)	471,949	621,812	484,097	481,207	488,081
うち)現金	325,124	485,318	374,256	351,238	338,331
強 盗	548	52	20,933	344	136
うち)現金	400	51	19,970	128	136
恐 喝	5,765	4,574	5,832	4,685	3,807
うち)現金	5,765	4,574	5,828	3,776	1,970
窃 盗	223,816	178,956	197,448	193,788	144,694
うち)現金	94,207	79,878	103,341	91,962	89,901
詐 欺	152,643	355,032	236,623	256,308	298,531
うち)現金	138,112	320,961	225,757	236,333	216,393
横 領	81,468	72,812	12,570	15,231	33,258
うち)現金	81,260	72,728	11,734	11,016	24,796
占有離脱物横領	7,709	10,386	10,691	10,851	7,655
うち)現金	5,380	7,126	7,626	8,023	5,135

(単位:千円)

罪種別の被害額は第17表のとおりで、詐欺が約2億9千853万円(被害総額の61.2%)と最も多く、次いで窃盗が約1億4千469万円(同29.6%)、横領が約3千325万円(同6.8%)、占有離脱物横領が約765万円(同1.6%)、恐喝が約380万円(同0.8%)、強盗が約13万円(同0.03%)の順となっている。前年に比べ、被害総額では約687万円増加している。

罪種別でみると、窃盗が約4千909万円(25.33%)、占有離脱物横領が約319万円(29.45%)、恐喝が約87万円(18.74%)、強盗が約20万円(60.47%)それぞれ減少しており、詐欺が約4千222万円(16.47%)、横領が約1千802万円(118.36%)増加している。また、罪種別の認知件数1件当たりの被害額をみると、横領369万円、詐欺165万円、恐喝47万円、窃盗39万円、強盗13万円、占有離脱物横領5万円となっている。

4 検挙状況

(1) 概況

令和3年中の刑法犯の検挙状況は第18表のとおり、検挙件数 2,390件、検挙人員 1,519人で、前年に比べ検挙件数は 263件(9.9%)、検挙人員は 73人(4.6%)それぞれ減少している。

第18表 刑法犯 検挙状況 対前年比較

包 括 罪 種 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 3 年	令 和 2 年	増 減		令 和 3 年	令 和 2 年	増 減	
			件 数	%			人 数	%
総 数	2,390	2,653	△ 263	△ 9.9	1,519	1,592	△ 73	△ 4.6
凶 悪 犯	36	38	△ 2	△ 5.3	28	35	△ 7	△ 20.0
粗 暴 犯	333	395	△ 62	△ 15.7	349	421	△ 72	△ 17.1
窃 盗 犯	1,320	1,596	△ 276	△ 17.3	707	763	△ 56	△ 7.3
知 能 犯	282	226	56	24.8	105	101	4	4.0
風 俗 犯	63	78	△ 15	△ 19.2	65	48	17	35.4
そ の 他	356	320	36	11.3	265	224	41	18.3

(2) 罪種別にみた検挙状況

ア 凶悪犯

重要犯罪の中心である凶悪犯の令和3年中の検挙状況は第19表のとおり、検挙件数 36件、検挙人員 28人で、前年に比べ検挙件数は 2件(5.3%)、検挙人員は 7人(20.0%)それぞれ減少している。

第19表 凶悪犯 検挙状況 対前年比較

罪 種 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 3 年	令 和 2 年	増 減		令 和 3 年	令 和 2 年	増 減	
			件 数	%			人 数	%
総 数	36	38	△ 2	△ 5.3	28	35	△ 7	△ 20.0
殺 人	6	4	2	50.0	5	4	1	25.0
強 盗	3	12	△ 9	△ 75.0	4	9	△ 5	△ 55.6
放 火	10	8	2	25.0	6	8	△ 2	△ 25.0
強 制 性 交 等	17	14	3	21.4	13	14	△ 1	△ 7.1

罪種別にみると、件数は殺人、放火及び強制性交等が増加し、強盗は減少した。人員は殺人が増加し、強盗、放火及び強制性交等で減少した。

イ 粗暴犯

令和3年中の粗暴犯の検挙状況は第20表のとおり、検挙件数 333件、検挙人員 349人で、前年に比べ検挙件数は 62件(15.7%)、検挙人員は 72人(17.1%)それぞれ減少している。

罪種別にみると、件数はすべてにおいて減少し、人員は暴行が増加している。

第20表 粗暴犯 検挙状況 対前年比較

罪 種 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 3 年	令 和 2 年	増 減		令 和 3 年	令 和 2 年	増 減	
			件 数	%			人 数	%
総 数	333	395	△ 62	△ 15.7	349	421	△ 72	△ 17.1
凶 器 準 備 集 合								
暴 行	111	118	△ 7	△ 5.9	107	106	1	0.9
傷 害	173	212	△ 39	△ 18.4	196	258	△ 62	△ 24.0
脅 迫	36	47	△ 11	△ 23.4	32	39	△ 7	△ 17.9
恐 喝	13	18	△ 5	△ 27.8	14	18	△ 4	△ 22.2

ウ 窃盗犯

令和3年中の窃盗犯の検挙状況は第21表のとおり、検挙件数 1,320件、検挙人員 707人で、前年に比べ検挙件数は 276件(17.3%)、検挙人員は 56人(7.3%)それぞれ減少している。

侵入盗、乗り物盗、非侵入盗に大別してみると、件数は乗り物盗が増加し、人員はすべてにおいて減少している。

第21表 窃盗犯 検挙状況 対前年比較

手 口 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 3 年	令 和 2 年	増 減		令 和 3 年	令 和 2 年	増 減	
			件 数	%			人 数	%
総 数	1,320	1,596	△ 276	△ 17.3	707	763	△ 56	△ 7.3
侵 入 盗	207	302	△ 95	△ 31.5	42	50	△ 8	△ 16.0
乗 り 物 盗	81	78	3	3.8	42	48	△ 6	△ 12.5
非 侵 入 盗	1,032	1,216	△ 184	△ 15.1	623	665	△ 42	△ 6.3

エ 知能犯

令和3年中の知能犯の検挙状況は第22表のとおり、検挙件数 282件、検挙人員 105人で、前年に比べ検挙件数は 56件(24.8%)、検挙人員は 4人(4.0%)それぞれ増加している。

罪種別にみると、件数は背任が減少、詐欺、横領及び偽造が増加した。人員は、偽造が減少し、詐欺及び横領が増加している。

第22表 知能犯 検挙状況 対前年比較

罪 種 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 3 年	令 和 2 年	増 減		令 和 3 年	令 和 2 年	増 減	
			件 数	%			人 数	%
総 数	282	226	56	24.8	105	101	4	4.0
詐 欺	257	204	53	26.0	89	86	3	3.5
横 領	14	12	2	16.7	11	9	2	22.2
偽 造	11	9	2	22.2	5	6	△ 1	△ 16.7
汚 職								
あっせん利得処罰法								
背 任		1	△ 1					

オ 風俗犯

令和3年中の風俗犯の検挙状況は第23表のとおり、検挙件数 63件、検挙人員 65人で、前年に比べ検挙件数は 15件(19.2%)減少し、検挙人員は 17人(35.4%)増加した。

罪種別にみると、賭博は件数、人員ともに増加し、わいせつは件数は減少し、人員は増加している。

第23表 風俗犯 検挙状況 対前年比較

罪 種 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 3 年	令 和 2 年	増 減		令 和 3 年	令 和 2 年	増 減	
			件 数	%			人 数	%
総 数	63	78	△ 15	△ 19.2	65	48	17	35.4
賭 博	4	1	3	300.0	16	4	12	300.0
わ い せ つ	59	77	△ 18	△ 23.4	49	44	5	11.4
強 制 わ い せ つ	28	40	△ 12	△ 30.0	27	30	△ 3	△ 10.0
公 然 わ い せ つ	18	29	△ 11	△ 37.9	15	8	7	87.5
わ い せ つ 物 頒 布 等	13	8	5	62.5	7	6	1	16.7

カ その他の刑法犯

令和3年中の「その他の刑法犯」の検挙状況は第24表のとおり、検挙件数 356件、検挙人員 265人で、前年に比べ検挙件数は 36件(11.3%)、検挙人員は 41人(18.3%)それぞれ増加している。

罪種別にみると、件数は住居侵入、逮捕監禁及び略取誘拐・人身売買が減少し、人員は住居侵入及び逮捕監禁が減少した。

第24表 その他の刑法犯 検挙状況 対前年比較

罪 種 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 3 年	令 和 2 年	増 減		令 和 3 年	令 和 2 年	増 減	
			件 数	%			人 数	%
総 数	356	320	36	11.3	265	224	41	18.3
占 有 離 脱 物 横 領	137	111	26	23.4	121	96	25	26.0
公 務 執 行 妨 害	19	18	1	5.6	13	13		
住 居 侵 入	51	71	△ 20	△ 28.2	22	24	△ 2	△ 8.3
逮 捕 監 禁	2	4	△ 2	△ 50.0	4	10	△ 6	△ 60.0
略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買	4	5	△ 1	△ 20.0	6	4	2	50.0
盗 品 等	3	2	1	50.0	3	1	2	200.0
器 物 損 壊 等	87	67	20	29.9	42	34	8	23.5
そ の 他	53	42	11	26.2	54	42	12	28.6

(3) 年齢別にみた犯罪

ア 年齢層別犯罪者率

第25表 年齢層別 刑法犯 検挙人員・犯罪者率の推移

区 分		平成23年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	検挙人員	2,539	1,633	1,595	1,536	1,592	1,519
	犯罪者率	29.70	19.50	19.15	18.53	18.87	18.60
14 ～ 19 歳	検挙人員	700	190	190	176	124	107
	犯罪者率	128.24	34.22	34.79	32.87	23.99	20.87
20 ～ 29 歳	検挙人員	325	265	236	245	259	277
	犯罪者率	38.10	34.67	30.80	31.74	32.05	37.73
30 ～ 39 歳	検挙人員	300	234	193	241	227	223
	犯罪者率	23.47	22.61	19.31	24.89	22.91	23.85
40 ～ 49 歳	検挙人員	276	255	290	264	261	282
	犯罪者率	23.34	19.00	21.66	19.89	19.32	21.83
50 ～ 59 歳	検挙人員	283	193	199	162	231	197
	犯罪者率	22.76	17.31	17.84	14.51	19.92	17.00
60 歳 以 上	検挙人員	655	496	487	448	490	433
	犯罪者率	19.00	13.93	13.66	12.54	13.57	12.25
	65 歳 以 上						
	検挙人員	473	399	413	388	400	354
	犯罪者率	18.63	13.56	13.93	13.05	13.24	11.90

注1 年齢は、犯行時の年齢による。 2 犯罪者率は、当該年齢層人口1万人当たりの検挙人員である。

3 犯罪率の算出に用いた人口は、総務省住民基本台帳(各年10月1日現在)による。

※令和2年については、国勢調査が行われたため不詳保管値を使用した。

令和3年中の刑法犯検挙人員 1,519人を犯行時の年齢によって分類し、各年齢層別の犯罪者率(当該年齢層人口1万人当たりの検挙人員をいう。以下同じ。)で表したのが第25表である。

各年齢層を通しての犯罪者率の平均は 18.60で、年齢層では20歳代が 37.73で平均の 2.0倍以上の高率を示して最も高く、その占める割合も 18.2%となっている。また、19歳以下と65歳以上の「犯罪者率」を平成23年と比較すると、犯罪者全体の比率は、大きな変動は無いものの、19歳以下の率が減少したのに比べ、65歳以上の率はほぼ横ばい状態である。

イ 年齢と犯罪態様

令和3年中の刑法犯検挙人員について、各年齢層別にその犯した犯罪を包括罪種別に分類してみると第26表のとおりであり、窃盗犯について分類したものが第27表である。

第26表 年齢層別 刑法犯 検挙人員の包括罪種別構成比

年齢層別	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
総数	100.0	1.84	22.98	46.54	6.91	4.28	17.45
14～19歳	100.0	0.93	28.97	46.73	5.61	4.67	13.08
20～29歳	100.0	3.97	25.27	31.41	16.25	5.05	18.05
30～39歳	100.0	0.90	35.87	35.87	9.87	4.48	13.00
40～49歳	100.0	2.13	29.79	37.94	5.67	7.09	17.38
50～59歳	100.0	2.03	24.37	42.64	3.05	4.06	23.86
60～64歳	100.0	1.27	8.86	64.56	5.06	3.80	16.46
65歳以上	100.0	0.85	8.19	70.06	1.69	1.41	17.80

これによると、どの年代も罪種の散らばりが広く、犯罪が多様であることを示している。また、若年者層及び高齢者層ほど窃盗犯への偏りが大きい。手口別にみると、侵入盗は20歳代、乗り物盗は14歳から19歳、非侵入盗は60歳から64歳でそれぞれ割合が高くなっている。特に万引きは、65歳以上の割合が高くなっている。

第27表 年齢層別 窃盗犯 検挙人員の主要手口別構成比

年齢別	総数	侵入盗		乗り物盗			非侵入盗	
			うち) 空き巣		うち) オートバイ盗	うち) 自転車盗		うち) 万引き
総数	100.0	5.94	0.99	5.94	0.57	4.81	88.12	60.40
14～19歳	100.0	6.00		28.00	6.00	22.00	66.00	46.00
20～29歳	100.0	12.64	2.30	10.34	1.15	8.05	77.01	37.93
30～39歳	100.0	12.50	2.50	7.50		7.50	80.00	51.25
40～49歳	100.0	3.74	1.87	4.67		4.67	91.59	65.42
50～59歳	100.0	9.52	1.19	2.38			88.10	61.90
60～64歳	100.0	1.96		1.96		1.96	96.08	68.63
65歳以上	100.0	2.02		2.02		1.61	95.97	69.76

(4) 女性の犯罪

令和3年中の刑法犯検挙人員 1,519人のうち女性は第28表のとおり 364人で、前年に比べ 12人(3.19%)減少し、刑法犯検挙人員に占める割合は 23.96%で 0.34ポイント上昇している。

第28表 刑法犯 検挙人員(女性)の推移

区 分	平成 23 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年
検 挙 人 員	707	344	378	344	376	364
犯 罪 者 率	15.72	6.67	7.37	6.75	7.43	7.24
全 検 挙 人 員 に 占 め る 女 性 の 率 (%)	25.16	21.07	23.70	22.40	23.62	23.96
刑 法 犯 に 占 め る 窃 盗 犯 の 率 (%)	82.46	77.91	76.98	66.28	67.02	64.01

注1 犯罪率の算出に用いた人口は、総務省住民基本台帳（R3. 1. 1現在 外国人住民を除く。）による。

第29表 刑法犯 検挙人員の包括罪種別 性別 構成比

区 分	総 数	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯	知 能 犯	風 俗 犯	そ の 他
総 数	100.0	1.84	22.98	46.54	6.91	4.28	17.45
男 性	100.0	2.34	25.45	41.04	6.93	5.54	18.70
女 性	100.0	0.27	15.11	64.01	6.87	0.27	13.46
成 人	100.0	0.28	15.21	63.66	6.76	0.28	13.80
少 年	100.0		11.11	77.78	11.11		

女性の刑法犯検挙人員を包括罪種別に分類すると、第29表のとおり、窃盗犯が 64.01%(男性の場合は、41.04%)と大部分を占めている。

第2 特別法犯

1 検挙状況の概況

令和3年中における特別法犯の検挙状況は第30表のとおり、検挙件数 622件、検挙人員 520人(うち少年 56人)で、前年に比べ検挙件数は 105件(14.4%)、検挙人員は 37人(6.6%)それぞれ減少している。

主な違反法令別にみると、次のとおりである。

検挙件数では廃棄物処理法 151件で最も多く、次いで、迷惑防止条例 97件、大麻取締法 70件、銃刀法 65件、軽犯罪法 48件の順となっている。

前年に比べ、大麻取締法 16件(29.6%)、廃棄物処理法 14件(10.2%)等の違反が増加し、覚醒剤取締法 19件(29.2%)、商標法 18件(56.3%)、銃刀法 15件(18.8%)、軽犯罪法 14件(22.6%)、入管法 10件(76.9%)等の違反が減少している。

また、同じく検挙人員では、廃棄物処理法 22人(15.4%)、大麻取締法 20人(42.6%)、児童買春・児童ポルノ法 7人(53.8%)等の違反が増加し、銃刀法 17人(24.3%)、迷惑防止条例 12人(18.2%)等の違反が減少している。

【検挙事例】

第49回衆議院議員総選挙における公職選挙法違反（選挙の自由妨害）事件（高松南署）
ベトナム人技能実習生による麻薬密輸事件（組織犯罪対策課・高松北署）
4県合同の出会い系アプリ等を利用した組織的な売春防止法違反事件（生環課・高松北署）

第30表 特別法犯 検挙件数・検挙人員 対前年比較

法 令 別	検 挙 件 数			検 挙 人 員			うち) 少 年		
		増 減	%		増 減	%		増 減	%
総 数	622	△ 105	△ 14.4	520	△ 37	△ 6.6	56	28	100.0
公 職 選 挙 法									
入 管 法	3	△ 10	△ 76.9	4	△ 4	△ 50.0			
軽 犯 罪 法	48	△ 14	△ 22.6	47	△ 8	△ 14.5	10	4	66.7
迷 惑 防 止 条 例	97	△ 5	△ 4.9	54	△ 12	△ 18.2	6	2	50.0
風 営 適 正 化 法	1	△ 6	△ 85.7	1	△ 2	△ 66.7			
売 春 防 止 法	1			1	1		1	1	
児 童 福 祉 法	1	△ 3	△ 75.0	1	△ 1	△ 50.0			
青少年保護育成条例	16	△ 9	△ 36.0	10	△ 4	△ 28.6	6	4	200.0
児童買春・児童ポルノ法	37	△ 1	△ 2.6	20	7	53.8	15	8	114.3
貸 金 業 法									
銃 刀 法	65	△ 15	△ 18.8	53	△ 17	△ 24.3	1	1	
麻 薬 等 取 締 法	2	1	100.0	2	1	100.0			
大 麻 取 締 法	70	16	29.6	67	20	42.6	10	8	400.0
覚 醒 剤 取 締 法	46	△ 19	△ 29.2	36	△ 9	△ 20.0			
毒 劇 物 法	1			1					
廃 棄 物 処 理 法	151	14	10.2	165	22	15.4	4		
商 標 法	14	△ 18	△ 56.3	3	△ 5	△ 62.5		△ 1	△ 100.0
そ の 他	69	△ 36	△ 34.3	55	△ 26	△ 32.1	3	1	50.0

2 事件別検挙状況

特別法犯について、風俗営業、売春、銃砲刀剣類、薬物等に係る事犯の検挙状況をみると、その概況は次のとおりである。

(1) 風俗営業関係事犯

令和3年中における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）の違反及び風営適正化法に規定する営業に係る法令違反の検挙は、検挙件数 1件、検挙人員 2人である。前年に比べ検挙件数は、6件（85.7%）、検挙人員は 1人（33.3%）それぞれ減少している。

検挙件数を違反法令別にみると第31表のとおり、風営適正化法 7件となっている。

第31表 風俗営業等関係事犯 違反法令別 検挙件数

法 令 別	平 成 29 年	平 成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年	令 和 3 年
総 数	11	14	15	8	1
風 営 適 正 化 法	11	14	11	7	1
労 働 基 準 法					
売 春 防 止 法			3		
児 童 福 祉 法					
職 業 安 定 法			1		
そ の 他					

次に、風営適正化法違反 1件について、営業の業態及び違反の態様を見ると第32表のとおり、業態別では性風俗特殊営業 1件となっている。

第32表 風営適正化法 違反態様別 検挙件数

区 分	総 数	無 許 可 営 業	名 義 貸 し	客 引 き	年 少 者 使 用	18歳未満客立ち入れ行為	20歳未満酒類等提供	営業禁止区域内営業	そ の 他
総 数	1							1	
風 俗 営 業									
特定遊興飲食店営業									
性風俗特殊営業	1							1	
飲 食 店 営 業									
そ の 他									

(2) 売春関係事犯

令和3年中における売春関係事犯の検挙状況は、検挙件数は 1件、検挙人員は 1人である。

検挙件数を違反態様別にみると第33表のとおり、売春防止法 1件となっている。

第33表 売春関係事犯 検挙件数

法 令 別	平 成 29 年	平 成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年	令 和 3 年
総 数	1	1	4	2	1
売 春 防 止 法	1	1	3	1	1
勧 誘 等	1	1		1	1
周 旋 等			1		
脅迫、暴行による売春					
売 春 契 約			1		
場 所 提 供			1		
場 所 提 供 業					
刑 法				1	
職 業 安 定 法			1		
児童買春・児童ポルノ法					

また、売春勧誘事犯を除くいわゆる売春助長事犯の検挙人員は、第34表のとおり計上なしである。

第34表 売春助長事犯 被疑者職業別 検挙人員

区 分	平 成 29 年	平 成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年	令 和 3 年
総 数					
風 俗 営 業					
性 風 俗 特 殊 営 業					
飲 食 店 営 業					
そ の 他					

(3) 銃砲刀剣類事犯

令和3年中における銃砲刀剣類所持等取締法(以下「銃刀法」という。)に係る違反の検挙状況は、検挙件数は65件、検挙人員は53人で、前年に比べ件数は15件(18.8%)、人員は17人(24.3%)それぞれ減少した。

対象物件別に検挙件数をみると第35表のとおり、その他の刃物が46件で最も多く全体の70.8%を占めており、以下銃砲7件(10.8%)、模造刀剣類6件(9.2%)となっている。

第35表 銃刀法 違反對象物件別 検挙件数

対 象 物 別	平 成 29 年	平 成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年	令 和 3 年
総 数	57	55	55	80	65
銃 砲	6	7	9	7	7
拳銃	1	2	4	4	1
ライフル銃	1				
散弾銃	2	2	5	2	4
空気銃		2		1	2
その他	2	1			
拳銃実包		1	1	1	
拳銃部品			1		
刀 剣 類	6	1	1	1	2
刀	6	1		1	1
剣・その他			1		1
スポーツナイフ				1	
サバイバルナイフ	2	2	1	1	4
その他の刃物	41	41	38	69	46
模 造 拳銃	1	1	1		
模 造 刀 剣 類	1	2	3		6
違反對象物件なし					

次に、押収した銃砲刀剣類等の数をみると、第36表のとおり、拳銃実包1個、刀剣類2本、サバイバルナイフ4本、その他の刃物50本を押収している。

第36表 銃刀法 違反对象物件別 押収状況

対 象 物 別	平 成 29 年	平 成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年	令 和 3 年
総 数	462	66	114	147	67
銃	9	6	2		2
拳銃					
ライフル銃					
散弾銃	1	3	2		
空気銃	1	2			1
その他	7	1			1
拳銃実包	392	7	61	49	1
拳銃部品			3		
刀 剣 類	9	2		6	2
刀	9	2		6	1
剣 ・ その他					1
スポーツナイフ				1	
サバイバルナイフ	1	4	1		4
その他の刃物	47	43	43	91	50
模造拳銃	1	3	1		
模造刀剣類	3	1	3		8

注 拳銃については、統計原票で計上しない。

(4) 薬物事犯

令和3年中における薬物事犯の検挙状況は第37表のとおりで、大麻取締法違反が検挙件数 70件、検挙人員 67人、覚醒剤取締法違反が検挙件数 46件、検挙人員 36人、麻薬等取締法違反が検挙件数 2件、検挙人員 2人、麻薬等特例法が検挙件数 2件、検挙人員 2人となっている。

検挙件数を違反法令別に前年と比べると、覚醒剤取締法違反は 19件(29.2%)、麻薬等特例法違反は 4件(66.7%)それぞれ減少し、大麻取締法違反は 16件(29.6%)、麻薬等取締法違反は 1件(100.0%)それぞれ増加した。

第37表 薬物事犯 検挙件数及び検挙人員

区 分		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
総 数	件 数	121	107	96	126	120
	人 員	93	74	64	99	107
麻 薬 等 取 締 法	件 数	2	2	6	1	2
	人 員			3	1	2
あ へ ん 法	件 数	2				
	人 員	2				
大 麻 取 締 法	件 数	26	26	29	54	70
	人 員	18	20	19	47	67
覚 醒 剤 取 締 法	件 数	89	78	56	65	46
	人 員	72	54	40	45	36
麻 薬 等 特 例 法	件 数	2	1	5	6	2
	人 員	1		2	6	2

検挙人員を前年と比較してみると、覚醒剤取締法違反は 9人(20.0%)、麻薬等特例法は 4人(66.7%)それぞれ減少し、大麻取締法違反は 20人(42.6%)、麻薬取締法は 1人(100.0%)それぞれ増加している。

また、令和3年中に押収した薬物の数量は、第38表のとおりで、MDMAは 2,462錠(前年計上なし)、大麻食品は 19g(本年より計上)、大麻たばこ 4g(前年計上なし)、電子たばこ用大麻濃縮物は 3g(本年より計上)、LSDは 1錠(前年計上なし)それぞれ増加し、大麻樹脂、大麻草、大麻液は本年に計上がなく、乾燥大麻は 331g(60.8%)、覚醒剤は 12g(70.6%)減少している。

第38表 薬物押収状況

区 分		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
L S D (錠)				137		1
コ カ イ ン (g)		2		191		
合 成 麻 薬 (g)						
M D M A (錠)				38,383		2,462
大 麻 樹 脂 (g)				2	2	
大 麻 た ば こ (g)						4
乾 燥 大 麻 (g)		43	247	59	544	213
大 麻 草	(g)	685				
	(本)	55	49	32	95	
大 麻 液 (cc)				157	2	
電子たばこ用大麻濃縮物 (g)						3
その他の大麻濃縮物 (g)						
大 麻 食 品 (g)						19
覚 醒 剤	(g)	35	37	8	17	5
	(cc)					
	(錠)		192	1		
あ へ ん (本)		77				

第3 少年犯罪

1 犯罪少年

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯

令和3年中に重要犯罪・重要窃盗犯で検挙された犯罪少年は、第39表のとおりである。

第39表 重要犯罪・重要窃盗犯 犯罪少年 検挙人員 対前年比較

区 分	令 和 3 年	令 和 2 年	増 人 数	減
				%
重 要 犯 罪	4	9	△ 5	△ 55.6
殺 人				
強 盗				
放 火		1	△ 1	△ 100.0
強 制 性 交 等	1	2	△ 1	△ 50.0
略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買				
強 制 わ い せ つ	3	6	△ 3	△ 50.0
重 要 窃 盗 犯	3	8	△ 5	△ 62.5
侵 入 盗	3	6	△ 3	△ 50.0
住 宅 対 象	1	2	△ 1	△ 50.0
そ の 他	2	4	△ 2	△ 50.0
自 動 車 盗		1	△ 1	△ 100.0
ひ っ た く り		1	△ 1	△ 100.0
す り				

重要犯罪は4人で、前年に比べ5人(55.6%)減少しており、重要犯罪の検挙人員全体に占める少年の割合は6.6%を占めている。

罪種別にみると、強制性交等が1人、強制わいせつが3人となっている。

重要窃盗犯は3人で、前年に比べ5人(62.5%)減少しており、重要窃盗犯の検挙人員全体に占める少年の割合は6.4%を占めている。

手口別にみると、侵入盗が3人(住宅対象の手口1人、住宅対象以外の2人)となっている。

(2) 全刑法犯

令和3年中に刑法犯で検挙された犯罪少年は、第40表のとおり102人で、前年に比べ19人(15.7%)減少している。

包括罪種別にみると、窃盗犯が47人(犯罪少年全体の46.1%)で最も多く、次いで粗暴犯31人(30.4%)、知能犯6人(5.9%)、風俗犯5人(4.9%)の順となっている。なお、「その他の刑法犯」に分類される罪種で12人(11.8%)が検挙されているが、そのうち5人(4.9%)が住居侵入である。

前年に比べ、粗暴犯が3人(10.7%)及び知能犯1人(20.0%)がそれぞれ増加し、窃盗犯が16人(25.4%)、凶悪犯2人(66.7%)及び風俗犯2人(28.6%)がそれぞれ減少している。

第40表 刑法犯 犯罪少年 包括罪種別 検挙人員 対前年比較

包 括 罪 種 別	令 和 3 年	令 和 2 年	増	減
				%
総 数	102	121	△ 19	△ 15.7
凶 悪 犯	1	3	△ 2	△ 66.7
粗 暴 犯	31	28	3	10.7
窃 盗 犯	47	63	△ 16	△ 25.4
知 能 犯	6	5	1	20.0
風 俗 犯	5	7	△ 2	△ 28.6
そ の 他 の 刑 法 犯	12	15	△ 3	△ 20.0

(3) 年齢別

令和3年中の刑法犯検挙人員のうち、犯罪少年を非行時の年齢別にみると、第41表のとおりで、16歳が20人で全体の19.6%を占めており、次いで14歳が19人(18.6%)、18歳18人(17.6%)、15歳17人(16.7%)、17歳16人(15.7%)の順となっている。

前年に比べ、14歳は前年と同数で、19歳は5人(29.4%)、17歳5人(23.8%)、15歳5人(22.7%)、16歳3人(13.0%)、18歳1人(5.3%)がそれぞれ減少している。

第41表 刑法犯 犯罪少年 犯行時の年齢別 検挙人員 対前年比較

年 齢 別	令 和 3 年	令 和 2 年	増	減
				%
総 数	102	121	△ 19	△ 15.7
14 歳	19	19		
15 歳	17	22	△ 5	△ 22.7
16 歳	20	23	△ 3	△ 13.0
17 歳	16	21	△ 5	△ 23.8
18 歳	18	19	△ 1	△ 5.3
19 歳	12	17	△ 5	△ 29.4

次に年齢別検挙人員を当該年齢人口千人当たりの人口比でみたものが第42表である。

第42表 刑法犯 犯罪少年 非行時の年齢別 検挙人員 人口比

年 齢 別	検 挙 人 員	人 口	人 口 比
総 数	102	51,269	1.99
14 歳	19	8,397	2.26
15 歳	17	8,201	2.07
16 歳	20	8,571	2.33
17 歳	16	8,997	1.78
18 歳	18	8,777	2.05
19 歳	12	8,326	1.44

注 1 人口比は、人口1,000人当たりの検挙人員である。

2 年齢別人口は、令和3年10月1日現在の推計人口である。

年齢別にみると、16歳が2.33で最も高く、次いで14歳(2.26)、15歳(2.07)、18歳(2.05)、17歳(1.78)、19歳(1.44)の順となっており、最も高い16歳と最も低い19歳では約1.6対1の格差がみられる。

2 触法少年

令和3年中に刑法犯を犯して補導された触法少年は第43表のとおり 35人で、前年に比べ 4人減少した。

包括罪種別にみると、窃盗犯が 21人(触法少年全体の 60.0%)で最も多く、次いで粗暴犯 4人(11.4%)、風俗犯 2人(5.7%)となっており、「その他の刑法犯」に分類される罪種で 8人(22.9%)補導されているが、そのうち 3人(8.6%)が器物損壊等である。

前年に比べ粗暴犯が 1人(33.3%)増加し、凶悪犯が 1人(100.0%)、窃盗犯が 6人(22.2%)、風俗犯が 2人(50.0%)それぞれ減少した。

第43表 刑法犯 触法少年 包括罪種別 検挙人員 対前年比較

包 括 罪 種 別	令 和 3 年	令 和 2 年	増	減
				%
総 数	35	39	△ 4	△ 10.3
凶 悪 犯		1	△ 1	△ 100.0
粗 暴 犯	4	3	1	33.3
窃 盗 犯	21	27	△ 6	△ 22.2
知 能 犯				
風 俗 犯	2	4	△ 2	△ 50.0
そ の 他 の 刑 法 犯	8	4	4	100.0

第4 暴力団犯罪

令和3年中における暴力団犯罪の検挙状況は、第44表のとおり、検挙件数は 123件、検挙人員は 103人で、前年に比べ検挙件数は 10件(7.5%)、検挙人員は 38人(27.0%)それぞれ減少している。

刑法犯と特別法犯に分けてみると、刑法犯は検挙件数 80件、検挙人員 68人で、検挙件数は 6件(8.1%)増加、検挙人員は 34人(33.3%)減少し、特別法犯は検挙件数 43件、検挙人員 35人で、検挙件数は 16件(27.1%)、検挙人員は 4人(10.3%)それぞれ減少している。

第44表 暴力団等犯罪 検挙件数・検挙人員 対前年比較

区 分		令 和 3 年	令 和 2 年	増	減
					%
総 数	件 数	123	133	△ 10	△ 7.5
	人 員	103	141	△ 38	△ 27.0
刑 法 犯	件 数	80	74	6	8.1
	人 員	68	102	△ 34	△ 33.3
特 別 法 犯	件 数	43	59	△ 16	△ 27.1
	人 員	35	39	△ 4	△ 10.3

検挙人員を罪種(法令)別にみると、第45表のとおりである。

傷害が 20人(暴力団犯罪検挙人員全体の 19.4%)で最も多く、次いで覚醒剤取締法が 18人(17.5%)、暴行が 9人(8.7%)、大麻取締法が 8人(7.8%)、窃盗が 7人(6.8%)、詐欺が 5人(4.9%)、恐喝が 4人(3.9%)、脅迫が 3人(2.9%)の順となっている。

【検挙事例】

インターネットカジノ店経営者に対する常習賭博事件（組織犯罪対策課・高松北署）
 プロ野球等を対象とした賭博開帳図利事件（組織犯罪対策課・高松北署）
 暴力団組員による企業恐喝事件（組織犯罪対策課・高松北署）

第45表 暴力団等犯罪 罪種別 検挙人員 対前年比較

区 分	令 和 3 年	令 和 2 年	増	減
				%
総 数	103	141	△ 38	△ 27.0
刑 法 犯	68	102	△ 34	△ 33.3
殺 人				
強 盗	2		2	
放 火				
強 制 性 交 等	1		1	
暴 行	9	9		
傷 害	20	38	△ 18	△ 47.4
脅 迫	3	4	△ 1	△ 25.0
恐 喝	4	9	△ 5	△ 55.6
窃 盗	7	4	3	75.0
詐 欺	5	12	△ 7	△ 58.3
偽 造		1	△ 1	△ 100.0
賭 博		3	△ 3	△ 100.0
公 務 執 行 妨 害	2	1	1	100.0
住 居 侵 入	1	1		
器 物 損 壊 等	2	9	△ 7	△ 77.8
そ の 他 の 刑 法 犯	12	11	1	9.1
特 別 法 犯	35	39	△ 4	△ 10.3
政 治 資 金 規 制 法		1	△ 1	△ 100.0
軽 犯 罪 法		2	△ 2	△ 100.0
迷 惑 防 止 条 例				
児 童 福 祉 法				
青 少 年 保 護 育 成 条 例	1		1	
出 資 法				
貸 金 業 法				
銃 刀 法	1	3	△ 2	△ 66.7
麻 薬 等 取 締 法	1		1	
大 麻 取 締 法	8	4	4	100.0
覚 醒 剤 取 締 法	18	19	△ 1	△ 5.3
廃 棄 物 処 理 法				
そ の 他	6	10	△ 4	△ 40.0

第5 来日外国人犯罪

令和3年中における外国人犯罪のうち、来日外国人(我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者すなわち永住権を有する者等や、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。)による犯罪の検挙状況は、第46表のとおり、検挙件数 53件、検挙人員 41人で、検挙件数は 10件(15.9%)減少し、検挙人員は前年同数である。

第46表 来日外国人犯罪 罪種・法令別 検挙状況

区 分	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 3 年	令 和 2 年	増 減		令 和 3 年	令 和 2 年	増 減	
			件 数	%			件 数	%
総 数	53	63	△ 10	△ 15.9	41	41		
刑 法 犯	42	45	△ 3	△ 6.7	32	29	3	10.3
殺 人		1	△ 1	△ 100.0		1	△ 1	△ 100.0
強 盗								
暴 行	1	1			3	1	2	200.0
傷 害	5	2	3	150.0	4	3	1	33.3
恐 喝								
窃 盗	23	27	△ 4	△ 14.8	16	12	4	33.3
詐 欺	7	7			4	5	△ 1	△ 20.0
横 領								
占 有 離 脱 物 横 領	2	3	△ 1	△ 33.3	2	4	△ 2	△ 50.0
そ の 他 の 刑 法 犯	4	4			3	3		
特 別 法 犯	11	18	△ 7	△ 38.9	9	12	△ 3	△ 25.0
入 管 法	3	13	△ 10	△ 76.9	4	8	△ 4	△ 50.0
酩 酊 者 規 制 法								
風 営 適 正 化 法	1	1				1	△ 1	△ 100.0
犯 罪 収 益 移 転 防 止 法	1		1		1		1	
銃 刀 法		1	△ 1	△ 100.0		1	△ 1	△ 100.0
大 麻 取 締 法								
覚 醒 剤 取 締 法								
医 薬 品 医 療 機 器 等 法								
麻 薬 等 特 例 法	1		1		1		1	
そ の 他 の 特 別 法 犯	5	3	2	66.7	3	2	1	50.0

過去10年間ににおける来日外国人による犯罪の検挙状況は第47表のとおりで、平成24年から増加し続けていたが、平成29年からは、減少傾向である。

第47表 来日外国人犯罪 年次別 検挙状況

区 分	総 数		刑 法 犯		特 別 法 犯	
	件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員
平 成 24 年	63	56	47	40	16	16
平 成 25 年	64	37	51	25	13	12
平 成 26 年	68	45	62	40	6	5
平 成 27 年	70	28	57	20	13	8
平 成 28 年	94	44	73	23	21	21
平 成 29 年	71	33	57	27	14	6
平 成 30 年	78	39	59	25	19	14
令 和 元 年	66	42	30	27	36	15
令 和 2 年	63	41	45	29	18	12
令 和 3 年	53	41	42	32	11	9